

第4章 建造物の現状変更

第1節 現状変更説明

旧奥行臼駅通所主屋ⁱは平成23年9月21日に史跡指定を受けた史跡旧奥行臼駅通所に所在する建物で史跡の中心的な構成要素である。

奥行臼駅通所は明治43年(1910)に山崎藤次郎を取扱人ⁱⁱに指名し駅通業務を開始した。開設時は藤次郎の自宅をそのまま駅通所として使用したが、まもなくして客室が増設され桁行方向北側に2間の増築ⁱⁱⁱを行い、桁行6間半となった。その後大正9年(1920)にはさらにその北側に現存する二階建て寄棟棟^{iv}(「北棟」)を増築するなど、開設からわずか10年の間に二度の拡張を行った。昭和5年(1930)になると鉄道の発達に伴い奥行臼駅通所は廃止となった。官設駅通所としての名称はなくなったが、その後も「山崎旅館」^vとして経営が続けられた。藤次郎が没した翌年の昭和16年(1941)には「南棟」と「中央棟」の両棟を大規模に増改築し、ほぼ現在の姿となった。この増改築工事では、藤次郎宅を受け継いできた前身建物棟をすべて解体し、盛土を行ったうえで再度組み上げる大がかりな工事が行われた。木材、基礎石、建具材など宿泊客の目に留まりにくい範囲では積極的に部材の転用が行われた^{vii}。

昭和40年に旅館を廃業し、建物は商店兼自宅として使用された。建物は昭和57年12月に別海町が寄贈を受け現在に至る。

屋根は藤次郎宅から大正9年の「北棟」増築時までは建物の屋根は桎葺で葺かれていたが、その後昭和16年までの間に亜鉛鍍鉄板を一文字葺で被せた。昭和16年に葺かれた「南棟」では当初から桎葺を下地葺きとした亜鉛鍍鉄板一文字葺きで、「中央棟」の下地の大部分は前身建物の桎葺をそのまま土居葺として転用していた。「北棟」の寄棟両端には長い尖柱をもつ棟飾りが取り付けられており、鉄板葺とした後もしばらくの間存置されていた。

内部は昭和16年頃に「北棟」の洗面台を設置するため東側に半間の張出しが造られ、二階の縁側に押入を設けた。昭和33年頃、「北棟」一階の西側二部屋

及び「中央棟」西側南の一部屋の窓を小窓を広げて二重窓とし、「北棟」東側の戸袋及び雨戸を撤去して引分の硝子戸を入れた。「北棟」と「中央棟」の西側境界部は現在双方の居室に半間の押入を持つが、昭和16年時は同位置は間口1間の板張りの小部屋であった。これらの改造も昭和33年頃とみられる。

「南棟」の煉瓦煙突は、現在の屋根からの突出部は公有化後に築造したもので、過去の地震により先端部が折損し失われていた。「南棟」物置には現在床板が張られるが、床下にはコンクリート製のムロと呼ばれる地下空間があり、当初は土間としていた。

以上のように、今回の修理に伴う調査により創建時からの変遷が概ね明らかとなった。今回修理では官設駅通所として建設された「北棟」^{viii}と、旅館時代の建物である「中央棟」・「南棟」それぞれに以下のように復旧整備の方針を定めた。

「北棟」は官設駅通所として建てられ、駅通時代全盛の姿を伝える遺構であり、本史跡がもつ価値を直接的に現わす建物である。「北棟」は大きな改造を受けず創建時の姿をよく伝えているが、一部の駅通時代以降に加えられた改造や増築部については痕跡や古写真等を手掛かりに撤去もしくは往時の姿に復する方針とした。

「中央棟」及び「南棟」は山崎旅館時代の建物であるが、駅通業務の延長として旧取扱人が継続して経営していた旅館であり、駅通制度と関連した価値を有するものである。このため本修理工事においては、原則としてこれらの現状を維持する方針とし、近年の部分的な改造等については随時協議の上適切な復原や整備の方針を定めた。

注

- i 旧奥行臼駅通所は昭和57年11月18日付で別海町指定文化財に指定され同12月に別海町が寄贈を受けた。同建物は平成6年6月3日付で北海道指定有形文化財の指定を受けている。
- ii 藤次郎の自宅の建設時期は不明だが、奥行臼に入地した明治36年頃のものと思われる。駅通所とする直前の姿を写した明治43年6月12日撮影の古写真が残る。
- iii 撮影時期不詳の古写真による。撮影人物や樹木の生育状況から大正初期とみられる。
- iv 「旧奥行臼駅通所古建築調査報告(平成21年 社団法人北海道建築士会中標津支部)」において棟札の裏面の写真が掲載されて

おり大正9年7月とある。マツ板、厚8mm幅120mm全長360mm。
表：(上段)奉齋 (中段左)屋船豊受姫大神 (中段右)久久能智之大神 (下段右)食物衣物住家等世尔在 (下段中)物乎悉尔始給此乃家産業 (下段右)乎母守幸賜此止白須
裏：大正九年七月

v 山崎藤作夫人からの聞き取りによると山崎旅館は戦前から戦後にかけて駅通所時代よりむしろ繁盛していたようで客室はいつも満室であったという。昭和10年代には軍馬の需要が盛んで、獣医師でもあり根室畜産界の有力者でもあった当時の当主である山崎藤作は大量の馬匹を飼養していたため、こうした関係者や道庁、役場などからの往来も絶え間なく、また郵便物の取扱いも続けられるなど、駅通所時代と同じ機能を維持していた。出典「奥行白駅通所資料目録 平成6年3月 別海町教育委員会」

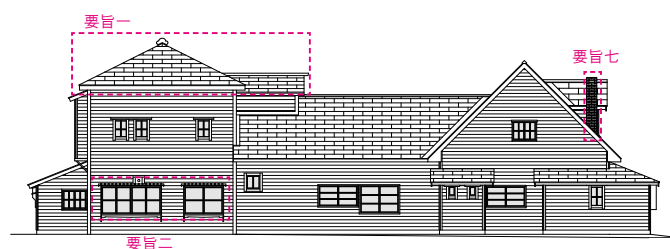
vi 「南棟」小屋束に棟札が釘打ちされている。

表：(上)奉齋 (下中)屋船豊受比賣乃大神 (下右)手置帆負乃大神 (下左)彦狭知乃大神

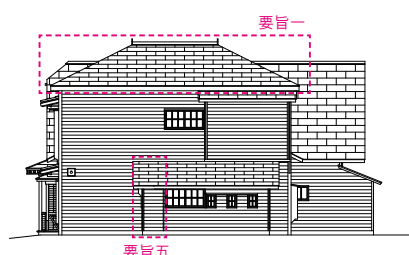
裏：(上)維于時 昭和十六年九月廿四日 (下中)山崎藤作建之 (下右)請負者 伏見喜代作 (下左)大工棟梁 橋本健之助

vii 官設である「北棟」は転用材の使用が確認されていない。一部根太掛に現用と異なる柄穴がみられたが、これらは施工時の取付間違いによるものであった。また押入建具に転用材がみられたがこれは後設のものであった。「南棟」は野物の他、内向きの居室の部材には建具や柱等も転用材が多用されていた。

viii 「北棟」は官設ではあるが私費で建てられた可能性が高い。駅通廃止時の書類には土地のみが付与されており建物に関する記載がないためである。ただし、『駅通所規則(明治38年改訂)』第9条に、「駅通取扱人において私費をもって官設建物及び土地に加工せんとするときもしくは官設の土地に建造物を造営せんとするときは其設計及図面を具し支庁長の許可を受くるべし」とあり、私費であっても勝手な増改築は許されず、その内容について許可制度を取っていたことがわかる。



現状 西面立面図

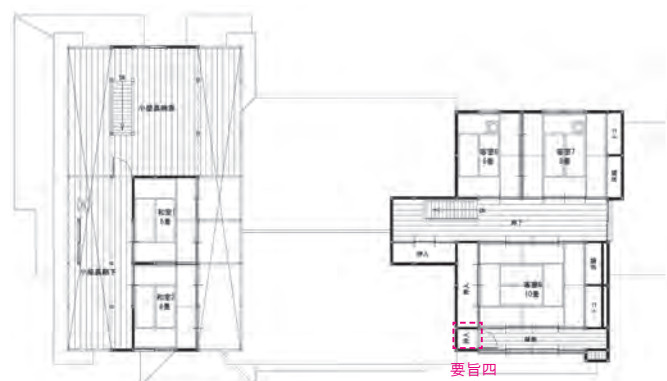


現状 北面立面図

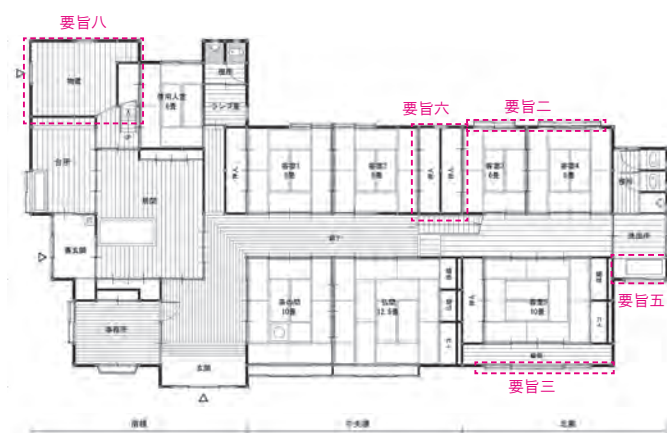
第2節 現状変更の内容

要旨

- 一 「北棟」の屋根を葺葺に復し、欠失していた棟飾りを復原する
- 二 「北棟」一階客室3、客室4の駅通時代後に改造された西面窓の形状を復する
- 三 「北棟」一階客室5縁側の駅通時代後に改造された戸袋及び雨戸を復する
- 四 「北棟」二階縁側の後世設けられた押入を撤去する
- 五 「北棟」一階洗面所の駅通時代後に付加された洗面台のある増築部を撤去する
- 六 「北棟」一階客室2・3境の押入は一室の居室に復し、客室2の押入は南へ半間移して整備する
- 七 「南棟」の煉瓦煙突のうち後世に設置された屋根上部及びそれと一体としてコンクリートが充填された二階床から上部を撤去する
- 八 「南棟」物置の近年設置された床及び床組を撤去し土間を現す



現状 二階平面図



現状 一階平面図

要旨説明

一「北棟」の屋根を葺葺に復し、欠失していた棟飾りを復原する

大正9年の「北棟」増築時にはすべての建物が葺葺で葺かれているが、その後昭和16年までの間に亜鉛鍍鉄板を一字葺で被せた。「北棟」屋根には鉄板葺の下に、大正期建築時の葺葺が残されていた。軒先は過去に修理を受けており全面取り換えられていたが、平葺のほか隅棟の重ね葺きの工法なども明らかとなった。葺足45mm長さ300mm、マツ板厚2～3mmの手割板で鉄釘で止める。隅は役物を使わず平葺きの上に板を被せ折り曲げながら葺き重ねていた。これらの仕様に倣い、「北棟」の屋根を葺葺に復する。

また、古写真から棟は当初木棟を置き、棟両端に棟飾りを据える姿が確認できる。棟飾りは尖柱の前方と両脇の三方に蕨手状の飾りを持つ。尖柱は角型で全長の約半分を占める尖った形状が特徴的で、類例建物や同時代の建物を写した古写真にもこれほど長く細い尖柱端部はみられない。この棟飾りは屋根を鉄板葺にした昭和16年の古写真にも写っており、少なくとも20年以上存在していた。古写真を解析することによって現在残る窓寸法と比較し、全長が約1.5mで幅が150mmの尖柱であることがわかった。遺存葺葺屋根には障泥板を付けた痕跡と両端部には三方に長さ650mm幅約120mm程度に蕨手の台座が取りついていた痕跡がみられた。

これらを基準寸法として全体の寸法形状を検証した結果、概ね当初の形状が明らかとなったため、これを復する。



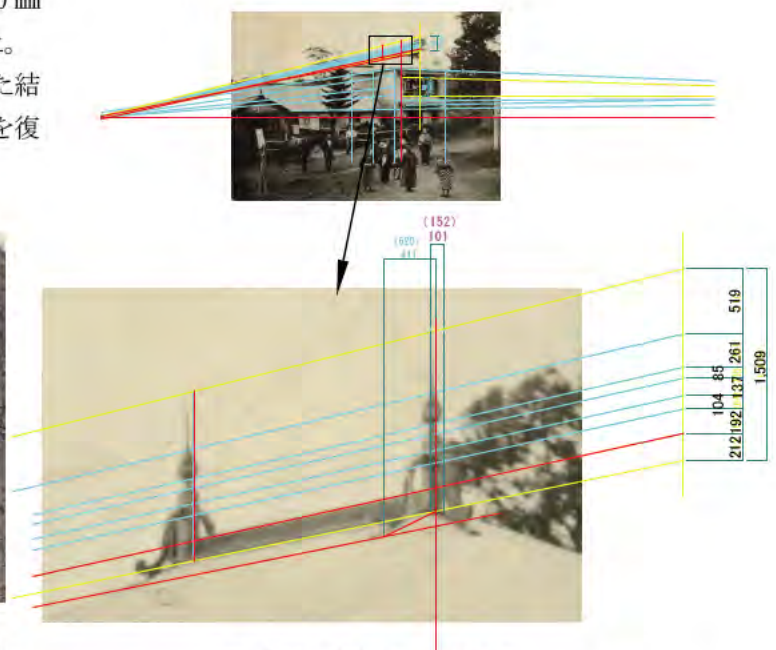
葺葺に残る棟飾り蕨手台座痕（西側）
鉄板の下に当初の葺葺が遺存しており、棟の東西端部に蕨手状脚部の台座痕が三方にあった。



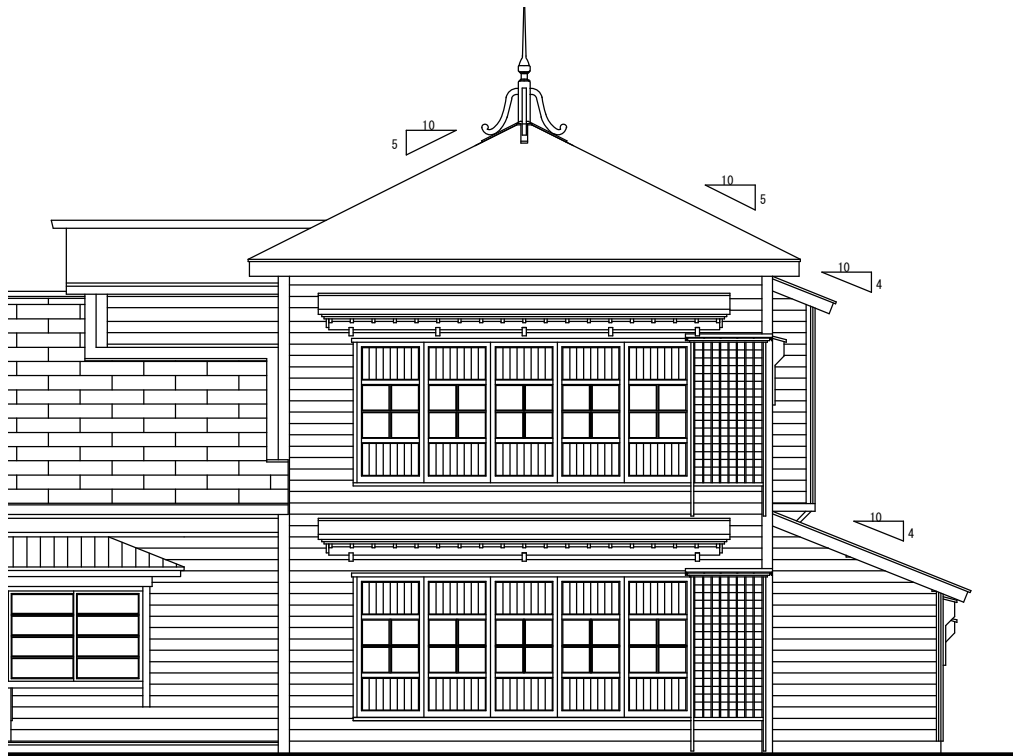
大正9-昭和5年の棟飾り詳細
やや写りが不鮮明であるが、蕨手状の脚部が確認できる。



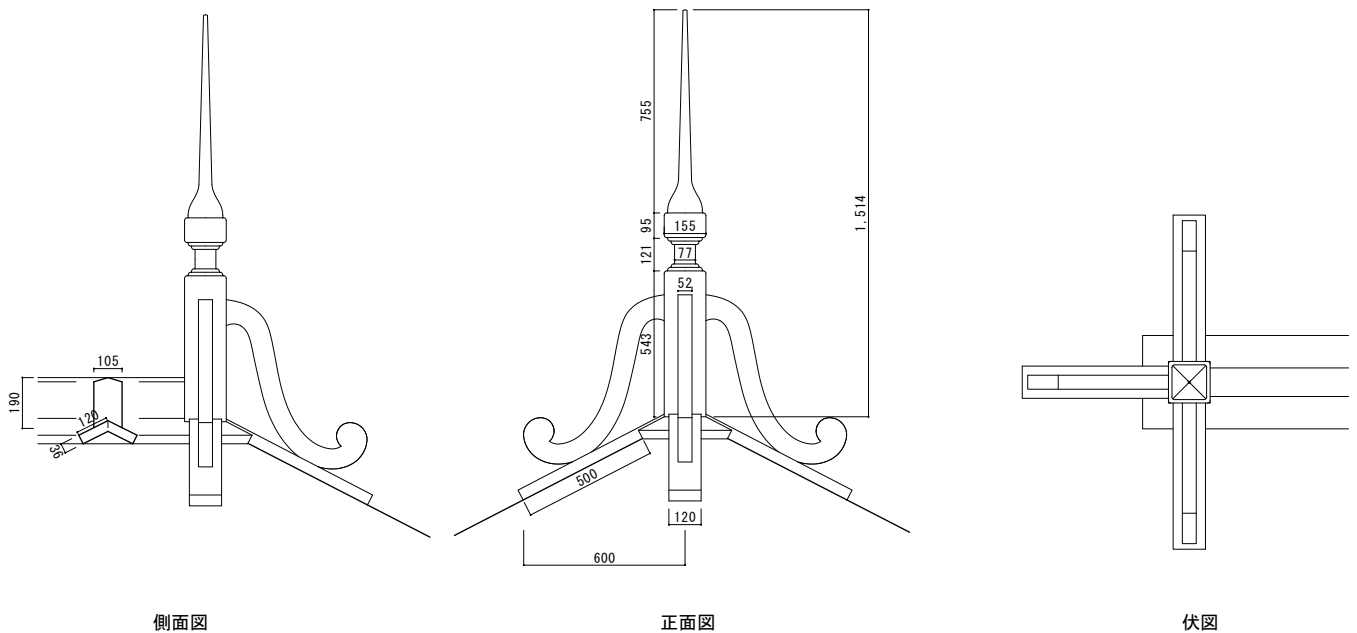
昭和15年頃の棟飾り詳細
鮮明に写っており角柱であることがわかる。雪があり脚部が見えない。



古写真による棟飾り寸法検証図
古写真から消失点を求め、現状の「北棟」部材寸法との比較から棟飾りの主要な部位の基準となる寸法を算出した。



「北棟」復原正面図



側面図

正面図

伏図

尖塔（棟飾り）復原姿図

二「北棟」一階客室3、客室4の駅通時代後に改造された西面窓の形状を復する

「北棟」一階客室3・4の西面には出窓が付き二重窓となる。客室3は幅1,715mmの窓が1箇所、客室4は幅1,237mmの窓が中央の柱を挟んで2箇所連続する。高さはいずれも1,182mmとなる。客室4の連窓間の柱には薄板が白色のカラーネイルを用いて張られる。この改修仕様が「中央棟」の改造時と同仕様であり、この「中央棟」改造時期は昭和33年頃と判明しており、同時期とみられる。改造時に出窓に使用していた型板ガラスは客室5の縁側ガラス戸と同じであり、これらが一連の工事であったと考えられる。

柱に張られた薄板の下には二階の同位置と同じ窓形状の額縁が当たった痕跡がある。煤け及び風食具合か

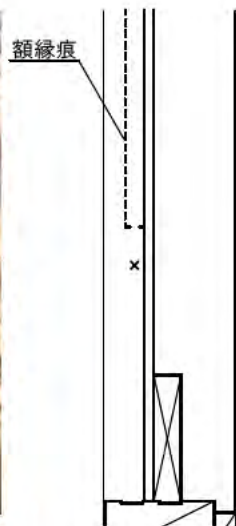
ら一定の年数が経過した後の改造である。

また、客室3の窓は柱に接しておらず柱に痕跡が残らないが、内壁の壁板には紙貼の下地として当初の袋貼の痕跡があり、これが窓下のラインを基準として貼られていたことから、客室3・4ともに同位置の二階窓と同形状の窓であったことが判明した。

以上のことから、客室3・4の西面窓は「北棟」創建時の形状に復する。



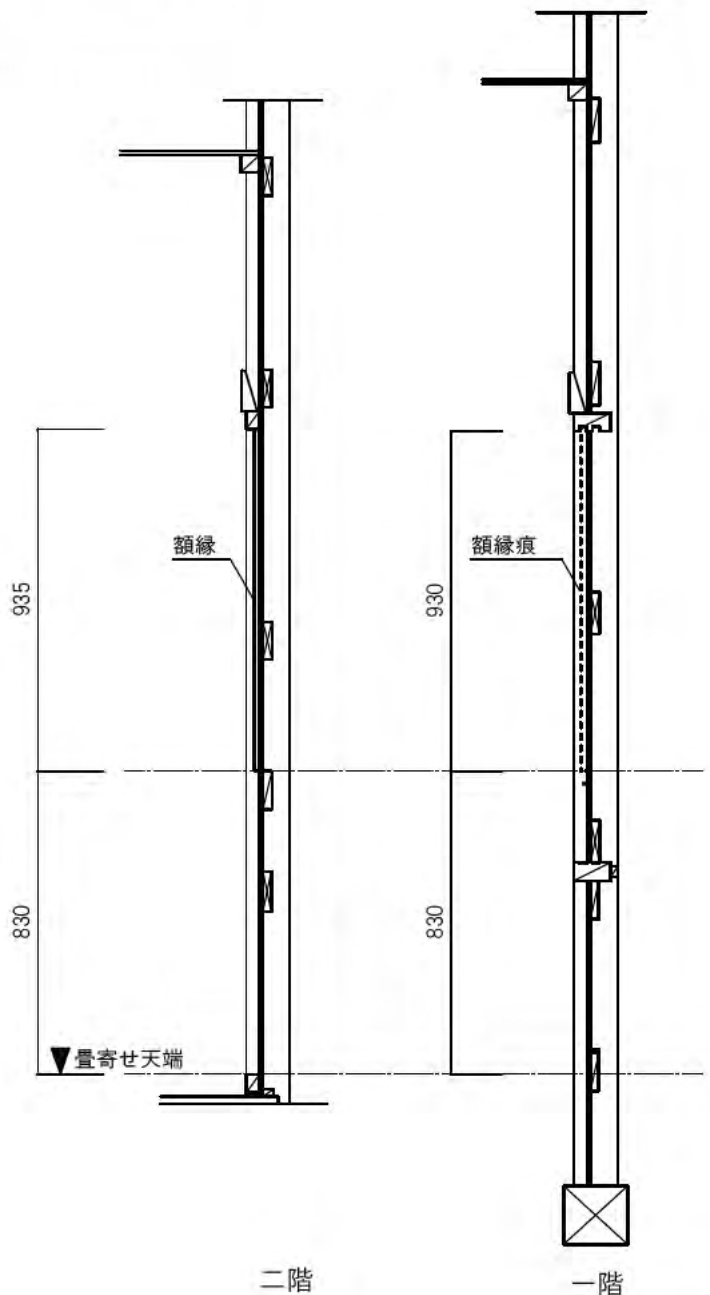
客室4西面中央柱の北面化粧板を撤去した状態



痕跡図（詳細）



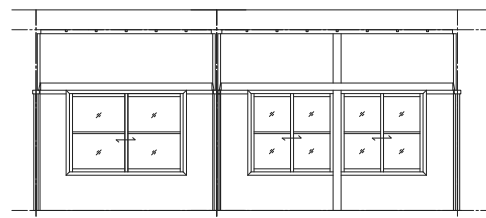
二階同位置（客室7）の窓額縁



客室4開口部痕跡と客室7の窓額縁形状の比較



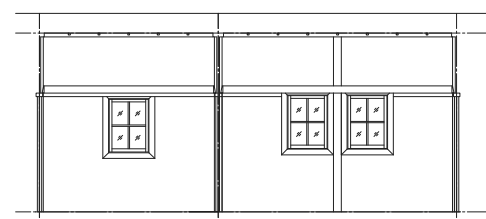
現状「北棟」西面図



現状 客室4 西面展開図



復原「北棟」西面図



復原 客室4 西面展開図

三「北棟」一階客室5縁側の駅通時代後に改造された戸袋及び雨戸を復する

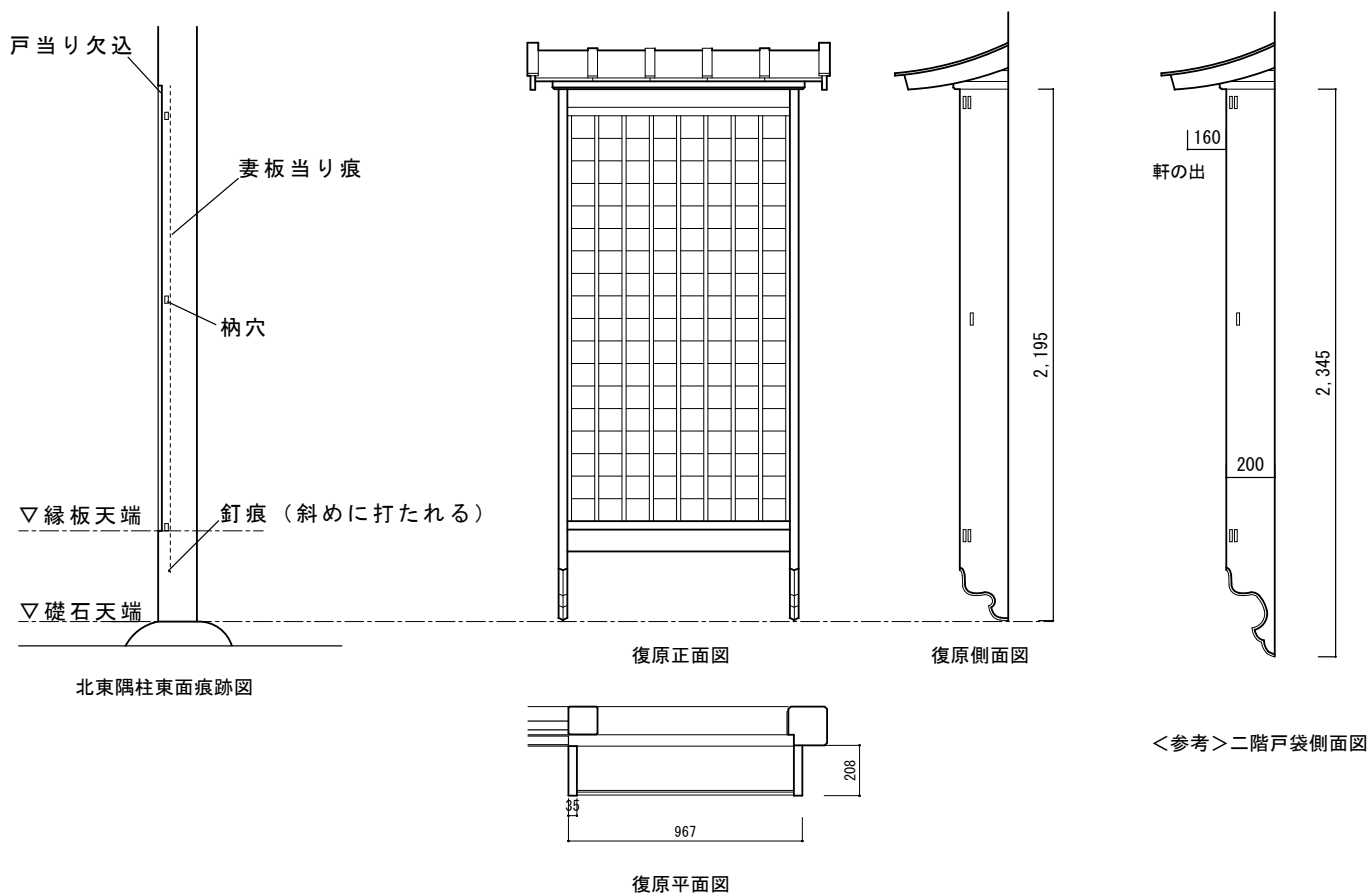
客室5の縁側外部には現状引違の硝子戸を4枚立てとする。

古写真及び痕跡より当初ここに額入硝子窓付雨戸が入っており、現状で下見板壁となっている北側半間には戸袋が設けられていた。これらは客室3・4の小窓の改造と同時期で昭和33年頃の改造とみられる。一階の北東隅柱には妻板の当り痕や柄穴があり、この妻板と面を揃える位置に柱の戸当り側に欠き込みが残る。古写真に写る姿から一階の戸袋及び板戸の形状は二階と同仕様であるが、妻板脚部の納まりは地盤までの高さの関係から二階と同意匠にならないため、二階の意匠を参考として決定する。

以上のことから「北棟」一階客室5の縁側に創建時に設けられていた戸袋及び雨戸を復する。



古写真にみる一階の雨戸と戸袋



四「北棟」二階縁側の後世設けられた押入を撤去する

客室8縁側に設けられた物置は、縁板の上に板張方向に根太を転がし、板と框を置いただけの簡易的な仕様で釘は使われていない。鴨居と高さを揃えて天井を付け、縁側の天井との間は開放となる。同位置は縁側の突き当り三方を壁に囲まれたデッドスペースであり必然的に物置となったと考えられる。片開き襖戸は転用材で、「中央棟」の客室1・2に転用されていた押入襖の裏紙に貼られた唐紙と同様の仕様である。襖紙の破損部から見える下貼りの反故紙には山崎氏の名前

がみられるほか、明治31年の新聞紙が使用されていた。当駅通所の歴史より古いものであり、山崎氏が根室時代から持ちまわって建具を使用していたことが想定される。官営時代に増築された「北棟」には小屋裏や床下の野物材も含め原則として転用材を使用していない特徴があり、このことから当初の仕事とは言い難い。この物置の床板の下には縁板が延びており、多少の風食があったことから、しばらくして設置されたことが明らかである。これらは駅通時代以降の仕事と考えられ、大正9年の創建時は客室8と一階の客室5は同じ平面形状であった。これらのことから当該物置を撤去する。

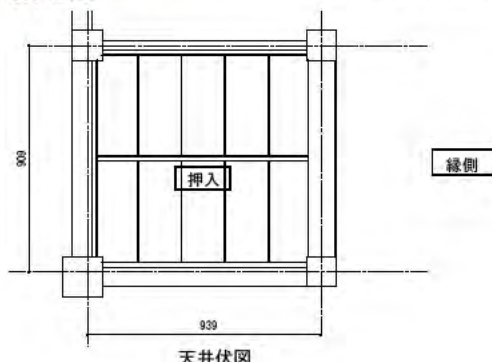


押入正面

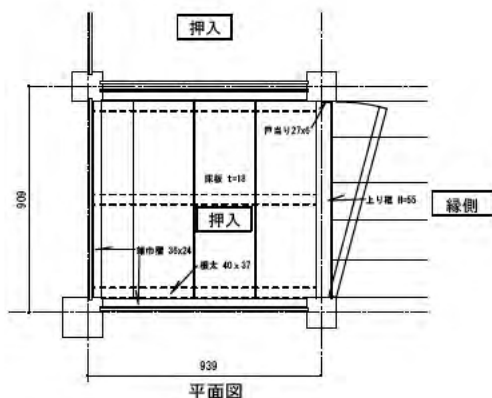


押入床板（左）と撤去後の縁板状況（右）

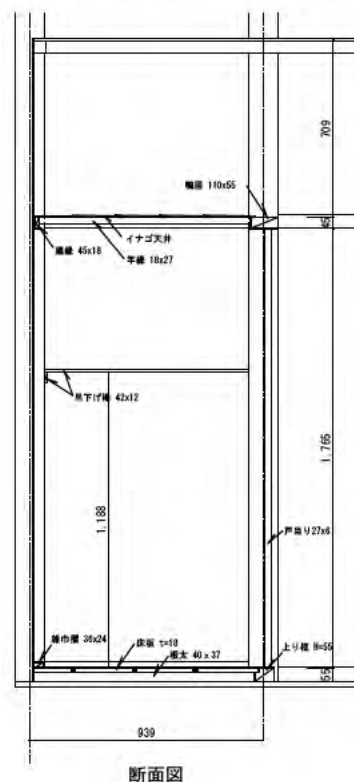
押入床板の下には縁板が延びており、若干風食がみられたことから押入にするまで一定の期間があったと考えられる。



天井伏図



平面図



断面図

客室8縁側押入現状図

五「北棟」一階洗面所の駅通時代後に付加された洗面台のある増築部を撤去する

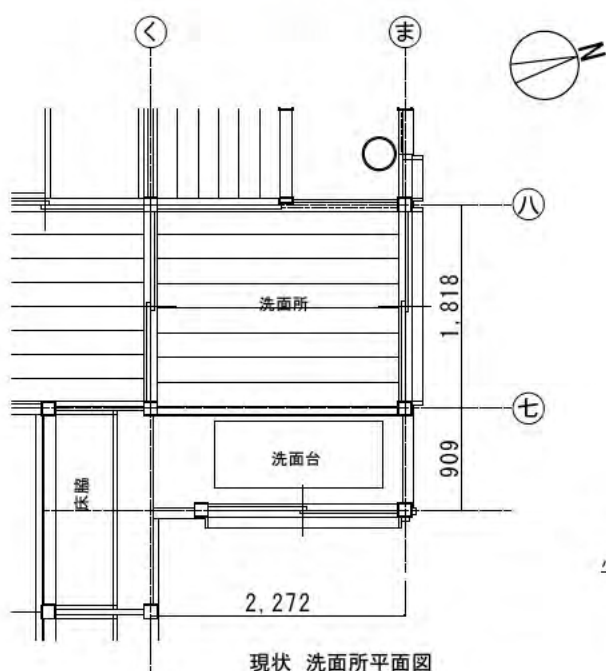
洗面所の東面には洗面台が付く。

この洗面台を置く奥行半間幅2間は床や壁、天井等の仕上仕様が異なり、軒桁及び母屋は半間継手で継がれるなど後世の増築であることは明らかである。

洗面所東側の洗面台手前両柱の対面には板溝が彫られ貫穴には切断された貫が残る。これらはの痕跡は当初洗面所東面が板壁であったことを示す。類例では窓下に長方形の手洗いを置く形状が通例であり、当初は洗面所北面の窓下に小さな手洗いがあった可能性もある。また、この洗面所は当初の他、中古の改造歴を持つ。昭和初期の古写真には洗面所東側面に小庇をもつ窓のない張出した部分写る。北東隅柱には東面に



現状 洗面所



現状 洗面所平面図

下見板が取り付けられた痕跡が残る。張出し部は柱を建てた形跡がなく隅柱の下見板の痕跡も途中で止まるため、足元は隅柱から頬杖で支えたと考えられる。これは「北棟」の二階客室7の張出したトコ・床脇を頬杖で支える手法と同様である。

その後半間の増築が行われ現在の姿となる。増築部の桎葺には風食が無く、すでに鉄板葺であった時期に増築されたものである。昭和37年頃には屋根葺替に伴いルーフィングが葺かれるためそれ以前の改修といえる。「南棟」と同寸の桎板が使用されていることから、昭和16年の増築時に併せて増築された可能性が高い。

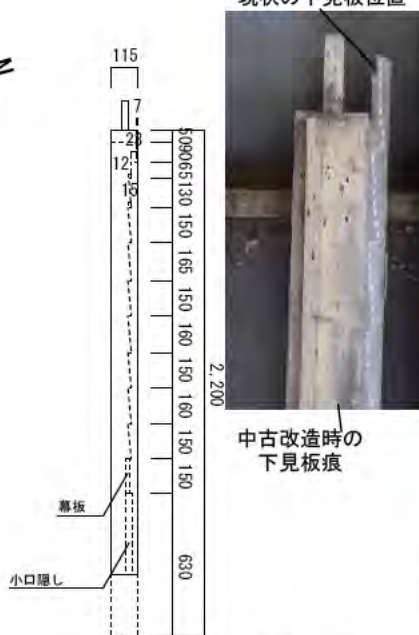
これらの経緯から、駅通時代後の改造である洗面所増築部は撤去して、当初の板壁を復する。



く-七の柱北面に残る当初板壁の痕跡

対面柱と桁にも板溝が彫られており、貫穴には切断された貫が遺存していることから、当初ここが板壁であったことを示す。

現状の下見板位置



ま-七柱東面の中古の痕跡図



中古の改造を受けた洗面所 (昭和初期)

妻壁に庇を設け張り出している様子がうかがえる。壁面に窓はなく板張りである。

「北棟」洗面所の変遷

	平面図	東側面図	北側面図
創建時 (大正9年頃)			
中古改造時 (昭和初期)			
現状 (昭和16年以降の増築)			

六「北棟」一階客室2・3境の押入は一室の居室に復し、客室2の押入は南へ半間移して整備する

客室2と客室3境にはそれぞれの客室に付属する奥行半間幅2間の押入となる。同位置は日光が当たらず雪溜りや落雪、雨漏りなどに起因した部材の腐朽が顕著であり、過去にも周辺部材の取替が行われていた^{*}。この押入間仕切壁が窓中央にぶつかるなど仮設的な造作で明らかに後世の改造である。改造時期は壁板に貼られた新聞紙から昭和33年頃とみられる。

「北棟」創建時（大正9年）には客室3の南面は下見板が取りつく外壁であった。客室3の南東角柱は、西面南面とも内側一本溝で貫が通る外壁仕上げとしていた痕跡があり、これは古写真に写る正面側同様に背面側でも「北棟」と「前身建物本家棟」が接続していなかったことを示す。

一階の階段西側の1間（客室2・3境押入東面）は現在内壁であるが中古の痕跡として敷鴨居が遺存しており従前は引違の開口があったことを示す。現在の長手方向に張られた床板の下には短手方向に張られた板が遺存しており間口1間4畳の板の間であった。これらは昭和16年の増改築時に「北棟」と「中央棟」が接続されたことにより造られたとみられる。旧所有者へのヒアリングでは階段脇から出入りする使いづらい部屋があったことを記憶しており、薬売りなどの行商が主に宿泊した部屋であったという。後にこの部屋は「布団部屋」と呼ばれるようになった。

これらのことから客室2と客室3境にあるそれぞれ奥行半間幅2間の後設の押入は撤去し、昭和16年の増改築時の1室の居室を復原する。

なお、この昭和16年時には客室2の北側半間は押入であったことが痕跡によりわかるが、本工事では展示活用に配慮し、この押入は復原せず床板のみ表現して8畳間として一体的に使えるように整備する。



客室2・3境に設けられた押入
間仕切壁は簡易的で窓にぶつかる。

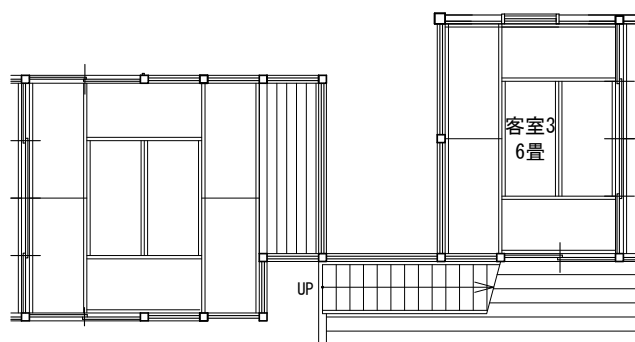


客室2・3境押入東面の壁板撤去状況
壁板を撤去したところ旧開口部の敷鴨居が現れた。床板は天端を仕上げてあり板張であったことがわかる。「北棟」側の柱には「北棟」創建時の板壁であった痕跡（貫、板溝、下見板釘痕）がある。

^{*} 平成元年の改修工事では「北棟」の南西隅柱を二階床レベルで高根継したほか、周囲の土台、桁などを取替えている。

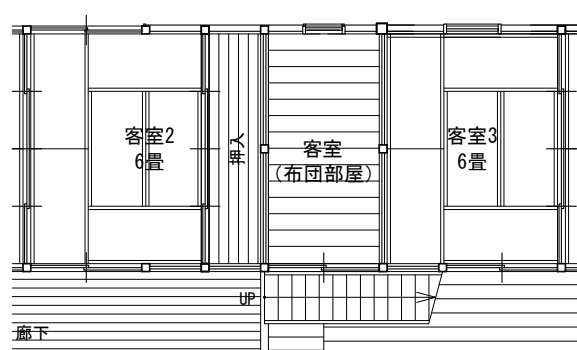
「北棟」創建時（大正9年頃）

「北棟」創建時は、「前身建物本家棟」と「北棟」は廊下でつながるのみで「北棟」は独立して建てられた（接続する前身建物の平面形状は推定）。



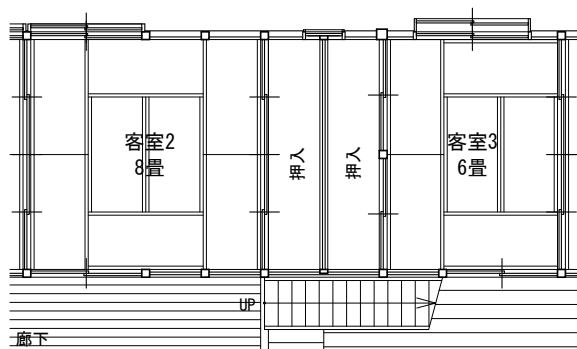
昭和16年

「中央棟」の増改築に伴い、接続部を居室として行商用の客室を設けた。階段の脇から出入りする使いづらい居室であったことがヒアリングでも明らかとなっている。このとき客室2は2間幅の押入を持つ6畳間であった。



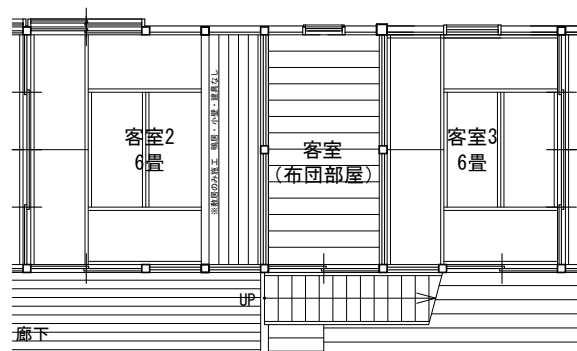
現状（昭和33年頃改造）

客室2・3境にあった小部屋（客室）を改造して双方の部屋から使用可能な押入を設けた。この際客室2の押入は畳敷きとして、客室2は8畳間とした。



整備

昭和37年頃の仮設的な押入を撤去して、昭和16年の姿に復する。ただし、客室2の押入は復さず、展示スペースを確保する。



七「南棟」の煉瓦煙突のうち後世に設置された屋根上部及びそれと一体としてコンクリートが充填された二階床から上部を撤去する

「南棟」裏玄関北東角に位置する煉瓦煙突は、取合状況から軸部組立後及び内部板壁施工後に据えられたことが明らかであるが、ヒアリング及び現状調査から昭和16年の竣工時から煉瓦煙突は存在しており、昭和36年の釧路沖地震によって、屋根付近で折損して上部が落下した。それ以降は鋼管製の煙突を据えて煙を出してきた。現在屋根から上に延びる煙突は、町が寄贈を受けたのち職員の手によって欠失部を整備したものである。この整備では既存煙突と接合させるため、既存煙突の二階床付近に詰め物を入れ、整備部と一体となるようにφ10の鉄筋を8本入れコンクリートを流し込んだ。結果的に頂部が重くなり構造的に不安定な状況を作り出していた。また、これが雨漏りや沈下の原因にもなっていたため、今回の保存修理工事にあたり構造的な安定性に配慮し、煉瓦煙突は一階裏玄関の天井裏部分までを存置する。なお、後世の整備部分とこれと物理的に不可分であるコンクリート充填範囲を撤去する。



切欠かれた床梁

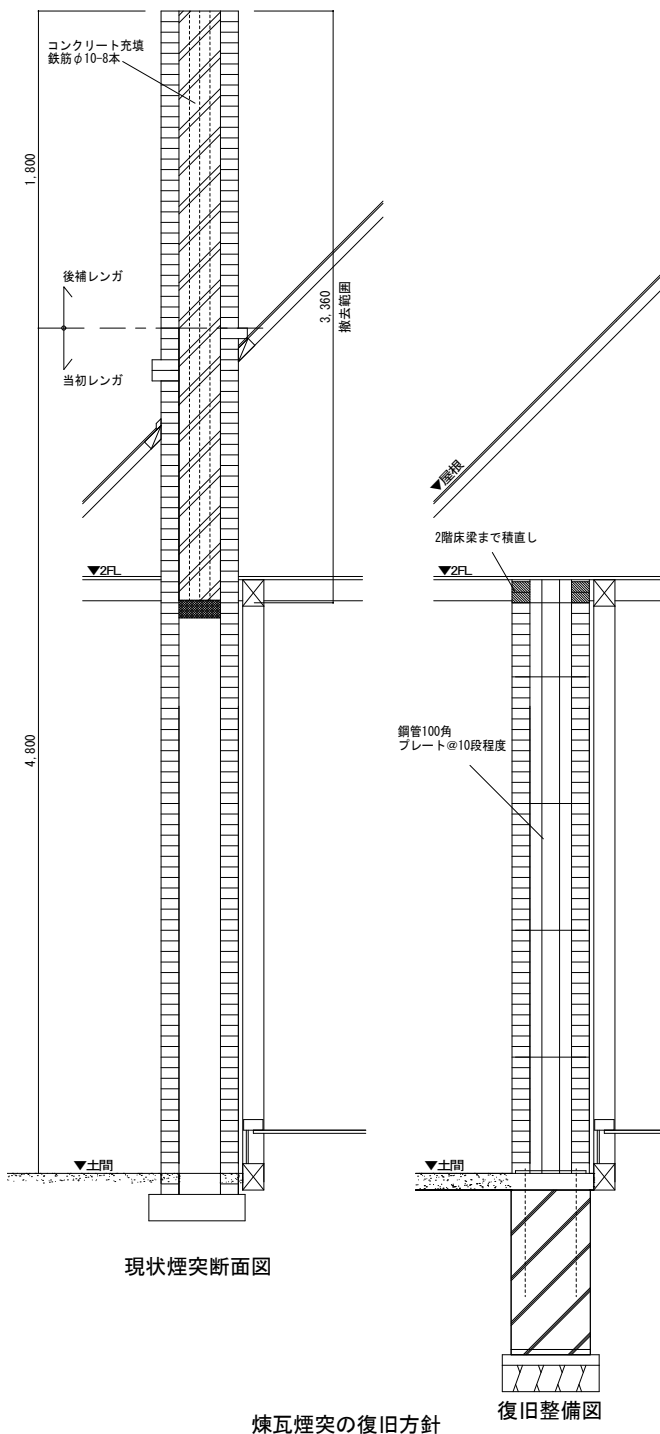


煙突裏側 壁板とのあたり



煉瓦煙突内に充填されたコンクリート

* 煙突は背面の壁板に沿うように施工しており、背面側にはみ出した据付モルタルは壁板にあたっていた。ただし、野地板や桎葺には切欠いた形跡がないことから、ある程度木工事が進行し、屋根工事に着手するまでの間に作られたものである。なお、仏間の壁板壁には軒天井の割付図や軒先の矩計の現寸が書かれており、壁施工後に屋根を葺いたことがわかる。二階床梁を切欠くなど計画的に施工されたものとは考えられないが建物の竣工時には存在していた。

鋼管を使用した時期の煙突
(昭和59年撮影)

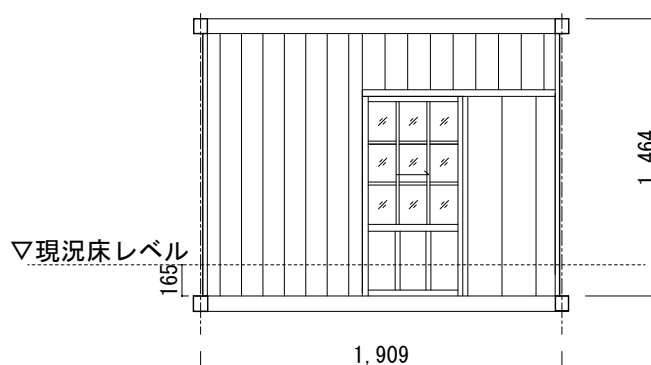
八「南棟」物置の近年設置された床及び床組を撤去し土間を現す

「南棟」物置は板張りとなる。外部からの出入口引戸は土台上に直接金属製の角レールが付されている。これは玄関や裏玄関と同仕様であり、昭和16年増改築当初は床を張らず土台をまたいで出入りしていた土間であったことを示す。床板及び床組部材は明らかに新しく後世の改造である。この土間の西側には3,060 mm × 2,640 mmの野菜などの保存庫である「ムロ」とよばれる鉄筋コンクリート造の地下空間があり、土間には820 mm × 1,120 mmの出入口となる開口を出す。この開口脇には1,060 mm × 860 mmのコンクリート製の洗い場がある。旧所有者からのヒアリングによるとここで鮭や野菜などの食料を洗っていたという。

以上より、床板及び床組を撤去し昭和16年増改築時の土間を現わす。



現況物置床板

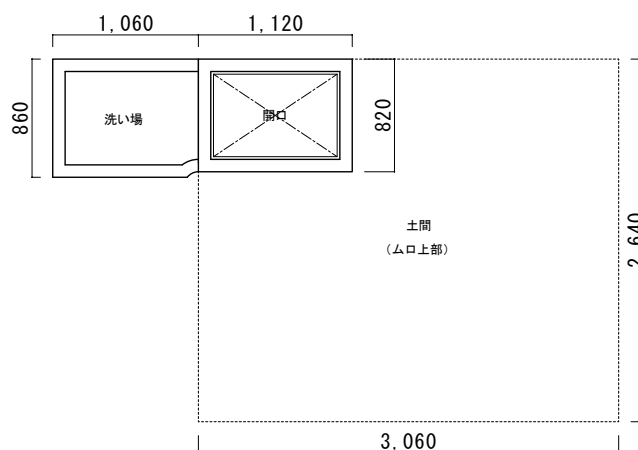


物置南面展開図

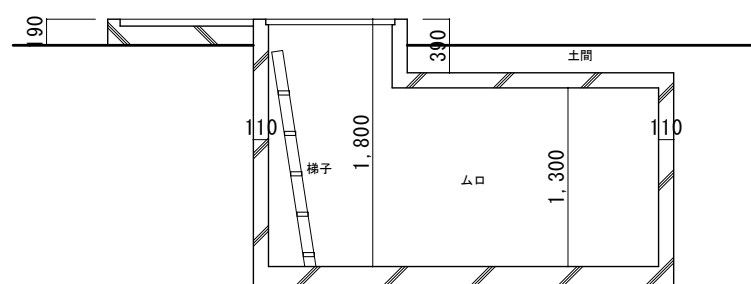
出入口の土台には直接レールを打って敷居とする。後設した床のレベルは土台この敷居より上がっている。



床下に遺存していたムロの開口部



床組撤去後の洗い場（手前）とムロの開口部
（南西よりみる）



（上）ムロ・洗い場平面図
（下）ムロ・洗い場断面図